中期目標素案からの修正点

病院事業局

1 パブリックコメントを踏まえた修正

素案(修正前)

- 3 県民の視点に立った安全・安心な医療の提供
 - (1) より安心で信頼できる医療の提供
 - ア 医療安全対策の実施

安全で安心な医療を提供するために、医療事故等を防止するための医療安全対策を徹底するとともに、院内感染防止対策を確実に実施すること。同時に、医療機器に係る安全管理体制を整備すること。

案 (修正後)

- 3 県民の視点に立った安全・安心な医療の提供
- (1) より安心で信頼できる医療の提供
 - ア 医療安全対策の実施

安全で安心な医療を提供するために、医療事故等を防止するための医療安全対策を徹底するとともに、院内感染防止対策を確実に実施すること。同時に、**医薬品及び**医療機器に係る安全管理体制を整備すること。

(修正理由)

医療法施行規則第1条の11第2項において、

病院等の管理者が安全管理のための体制を確保するために講じなければならない措置として、

- ・ 院内感染対策のための体制の確保
- ・ 医薬品に係る安全管理のための体制の確保
- 医療機器に係る安全管理のための体制の確保
- の3項目が掲げられていることから、医薬品に係る安全管理体制の整備を追加する。

2 注釈等の挿入

素案(修正前)	案(修正後)
第2 県民に提供するサービスその他の業務の質	第2 県民に提供するサービスその他の業務の質
の向上に関する事項	の向上に関する事項
1 地域医療、高度・専門医療の提供	1 地域医療、高度・専門医療の提供
(2) 高度・専門医療の提供	(2) 高度・専門医療の提供
エーがん診療機能の向上	エ がん診療機能の向上 <u>(須坂、阿南、木曽、</u>
	<u>こども病院)</u>
(4) 医療観察法への対応	(4) 医療観察法 <u>(※)</u> への対応
駒ヶ根病院を、医療観察法に基づく指定入	駒ヶ根病院を、医療観察法に基づく指定入
院医療機関として整備し、その運営を行うこ	院医療機関として整備し、その運営を行うこ
と。	と。
	<u>(※)心神喪失等の状態で重大な他害行為を</u>
	<u>行った者の医療及び観察等に関する法律(平</u>
	<u>成 15 年法律第 110 号)</u>
4 人材の育成・確保と県内医療水準の向上への	4 人材の育成・確保と県内医療水準の向上への
貢献	貢献
(2) 医療に関する調査及び研究	(2) 医療に関する調査及び研究
ウ 医療に関する試験研究への参加	ウ 医療に関する試験研究への参加
治験や医療に関する研究開発事業等に積	治験 <u>(国へ新薬の製造を承認申請するた</u>
極的に参加し、医療水準の向上に資するこ	めの成績収集を目的とする臨床試験) や医
と。	療に関する研究開発事業等に積極的に参加
	し、医療水準の向上に資すること。